

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省告示第百六十八号）第四条第十四項の規定に		
初期利子	利発行日	率価格	振替単位	額最低額面金	発行額	用等の法律及びその適	名称及び記		
た 金 額 を 支 払 う 。式 た だ し 、算 支 払 し 払	期 成 し 、十 六 年 十 五 日 に つ き ト 百 五 円 に よ る も の と	平 成 二 ・ 金 額 百 六 年 四 月 に 記 定 に よ る 振 替 口 座 簿	年 額 平 成 二 ・ 金 額 百 六 年 四 月 に 記 定 に よ る 振 替 口 座 簿	額 の 記 載 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	す る。 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 面 金	一百 万 円 五 万 金 額 面 金 五百 二 十 三 億 四 千 四	額 の 定 の 振 替 機 関 は 日本 銀 行 と す る。 そ の 規	個人 向 け 利 付 國 庫 債 券 （ 固 定 ・ 太 郎 。	財 務 大 臣 麻 生 太 郎 。
た 金 額 を 支 払 う 。式 た だ し 、算 支 払 し 払	期 成 し 、十 六 年 十 五 日 に つ き ト 百 五 円 に よ る も の と	平 成 二 ・ 金 額 百 六 年 四 月 に 記 定 に よ る 振 替 口 座 簿	年 額 平 成 二 ・ 金 額 百 六 年 四 月 に 記 定 に よ る 振 替 口 座 簿	額 の 記 載 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	す る。 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 面 金	一百 万 円 五 万 金 額 面 金 五百 二 十 三 億 四 千 四	額 の 定 の 振 替 機 関 は 日本 銀 行 と す る。 そ の 規	個人 向 け 利 付 國 庫 債 券 （ 固 定 ・ 太 郎 。	財 務 大 臣 麻 生 太 郎 。

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.14}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十七年十月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

（二） 平成二十七年十月十五日以後の場合

後  
の  
場  
合

前  
号  
に  
よ  
る  
取  
扱  
い  
の  
ほ  
か  
、  
個  
人  
向  
け  
國  
債  
を  
有  
す  
る  
者  
（  
相  
続  
税  
法  
（  
昭  
和  
二  
十  
五  
年  
法  
律  
第  
七  
十  
三  
号  
）  
第  
二  
十  
一  
条  
の  
四  
第  
一  
項  
に  
規  
定  
す  
る  
特  
別  
障  
害  
者  
扶  
養  
信  
託  
契  
約  
の  
受  
益  
者  
に  
は  
そ  
の  
相  
続  
人  
が  
、  
又  
は  
そ  
の  
居  
住  
す  
る  
市  
町  
村  
（  
特  
別  
区  
を  
含  
み  
、  
地  
方  
自  
治  
法  
（  
昭  
和  
二  
十  
二  
年  
法  
律  
第  
百  
五  
十  
二  
条  
の  
十  
九  
第  
一  
項  
又  
は  
当  
該  
市  
又  
は  
当  
該  
都  
市  
の  
区  
に  
あ  
つ  
て  
す  
）  
第  
六  
十  
七  
号  
）  
第  
二  
百  
五  
十  
二  
条  
の  
十  
九  
第  
一  
項  
の  
指  
定  
都  
市  
に  
あ  
つ  
て  
す  
）

(一) 領額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

額面金額 + 経過利息に相当する金額 - ( 経過利息に相当する金額 )

日本銀行